

届け出は 14 日以内に



建設国保はみなさまからの届出により、保険料の算定や医療費の給付を行っております。

届出が遅れることで、誤った保険料の請求や、資格の無い方への給付を行ってしまう場合があります。医療機関や市町村役場にまでご迷惑がかかりますので、以下の内容に変更がある場合は、出来るだけ速やかに建設国保へご連絡ください。

【届出が必要な場合とは】

- ◇住民票の内容に変更があった場合
(出産・結婚・氏名や続柄の変更・住所の移転・世帯の分離や合併・離婚・死亡など)
- ◇同一世帯の方が他の保険（健保や共済など）へ加入した場合や、やめた場合
- ◇従業員の雇入れで個人事業主になった場合や、一人親方になった場合
- ◇事業所が法人化した場合
- ◇法人を解散し個人事業所になった場合
- ◇事業の内容(業種や代表者、連絡先など)に変更があった場合

【脱退が必要な場合とは】

- 建設工事に携わらなくなった(転業や廃業、退職など)場合
- 他の健康保険に加入した場合
- 生活保護を受けた場合
- 死亡した場合
- 障害認定を受け広域連合へ加入する場合

脱退(資格喪失)日から保険証は 使用できません！



脱退(資格喪失)後、無効である保険証を使用した場合は、後日 総医療費の7割～9割を建設国保へ返還していただくこととなります。

届出が遅れ、保険証を使用されると医療機関にもご迷惑をおかけすることになりますので、

届出は速やかに、必ず届書と併せて保険証をご返却ください。